

議案第114号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 財産の表示

所在地 備前市東片上227番地2  
種別 建物  
構造 鉄筋コンクリート造 平屋建  
延べ床面積 229.77平方メートル

2 相手方

備前市\*\*\*\*\*  
塩谷町内会  
町内会長 \*\* \*\*

3 譲渡の時期

本議案議決の日の翌日

4 理由

旧備前市青少年育成センターの処分(譲渡)について、片上地区塩谷町内会から自治公民館として利用したい旨の要望があり、当該建物を塩谷町内会へ無償譲渡するものである。

令和2年11月25日提出

備前市長 田原隆雄